足立区議会委員会傍聴規則

（平成８年５月31日区議会規則第１号）
改正　平成８年９月19日区議会規則第３号
平成11年７月30日区議会規則第２号
平成12年３月31日区議会規則第３号
平成15年６月３日区議会規則第２号
平成25年11月５日区議会規則第３号
令和４年６月17日区議会規則第２号

（目的）

第１条　この規則は、足立区議会委員会条例（昭和31年条例第６号）第17条第３項の規定に基づき、委員会の傍聴（議員の傍聴を除く。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（傍聴人の定員）

第２条　傍聴人の定員は、１委員会につき30人とする。

２　前項の傍聴人には、報道関係者若干名を含むものとする。

３　車椅子を利用する傍聴人がある場合は、その傍聴人１人につき１人を第１項の傍聴人の定員から減ずる。

（傍聴券の交付）

第３条　委員会を傍聴しようとする者は、傍聴券の交付を受けなければならない。

（傍聴券）

第４条　傍聴券の種別は、会派紹介傍聴券（別記第１号様式）と一般傍聴券（別記第２号様式）とする。

２　前項に規定する会派紹介傍聴券の数は、議員定数の３分の１相当を限度とする。

３　会派紹介傍聴券は各会派から交付し、一般傍聴券は委員会当日に所定

の時間までに手続きを行った者の中から抽選により交付する。ただし、一般傍聴券については、定員から会派紹介分及び報道関係者分を除いた数に満たない場合は先着順に交付する。

４　傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券で指定する委員会に限り傍聴することができる。

（傍聴券への記入）

第５条　傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に住所、氏名を記入しなければならない。

（傍聴の受付）

第６条　傍聴券の交付を受けた者が入場しようとするときは、受付で傍聴券を係員に提示しなければならない。

（傍聴券の提示）

第７条　傍聴人は係員から要求を受けたときは、傍聴券を提示しなければならない。

（傍聴券の返還）

第８条　傍聴人は、傍聴を終え退場しようとするときは、傍聴券を係員に返さなければならない。傍聴券の交付を受けた者が傍聴をとりやめたときも、同様とする。

（傍聴の禁止）

第９条　次の各号の一に該当する者は、傍聴することができない。

（１）　銃器その他危険なものを持っている者

（２）　酒気を帯びていると認められる者

（３）　異様な服装をしている者

（４）　張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、かさの類を持っている者

（５）　笛、ラッパ、太鼓、その他楽器の類を持っている者

（６）　その他議事を妨害し又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

（傍聴人の守るべき事項）

第10条　傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

（１）　委員会における言論に対し拍手その他の方法により可否を表明しないこと。

（２）　談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたてないこと。

（３）　はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。

（４）　帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得たときはこの限りでない。

（５）　飲食（体調管理のための水分補給の場合を除く。）又は喫煙をしないこと。

（６）　みだりに席を離れ又は不体裁な行為をしないこと。

（７）　その他委員会の秩序を乱し又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

（撮影及び録音等の制限）

第11条　傍聴しようとする者は、委員会室において写真、映画等を撮影し、又は録音しようとするときは、別記第３号様式によりあらかじめ委員長に申請しなければならない。

２　委員長は、前項の申請があったときは、申請に対する許否を決定し、別記第４号様式により申請人あて通知する。

（係員の指示）

第12条　傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

（秘密会の場合の退場）

第13条　委員長が委員会を秘密会とすることを宣告したときは、傍聴人は、係員の指示に従い、すみやかに退場しなければならない。

（違反者に対する措置）

第14条　傍聴人がこの規則に違反したときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

（その他）

第15条　この規則に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は議長が別に定める。

付　則

この規則は、平成８年６月１日から施行する。

付　則（平成８年９月19日区議会規則第３号）

この規則は、公布の日から施行する。

付　則（平成11年７月30日区議会規則第２号）

この規則は、平成11年第３回東京都足立区議会定例会招集日より施行する。

付　則（平成12年３月31日区議会規則第３号）

１　この規則は、平成12年４月１日から施行する。

２　この規則の施行の際、この規則による改正前の規則の規定により調製された帳票等で現に残存するものについては、なおこれを使用することができる。

付　則（平成15年６月３日区議会規則第２号）

この規則は、公布の日から施行する。

付　則（平成25年11月５日区議会規則第３号）

この規則は、公布の日から施行する。

付　則（令和４年６月17日区議会規則第２号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第１から２号様式　省略

（別記第３号様式）

年　　月　　日

足立区議会　　委員会委員長　様

（申請者住所）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（氏　　名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（社　　名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（電 話 番 号）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

足立区議会委員会撮影（録音）申請書

足立区議会委員会を、下記により撮影（録音）したいので申請します。

記

１　撮影（録音）希望日　　年　　月　　日（　　曜日）
２　撮影（録音）希望委員会　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿委員会
３　撮影（録音）に使用する機器
　①録音機　　②写真機　　③その他（　　）

《報道関係者が取材を行う場合は、次の事項についてもご記入ください。》

１）取材にあたる人数

２）取材の内容、構成等

３）番組放映時の企画構成等、基本的な考え方

４）番組放映予定日時・番組名等

５）動画撮影用カメラ及びパソコン・タブレット等電子機器使用の有無

６）その他参考事項

（別記第４号様式）

委員会の撮影（録音）に関する通知書

（申請者住所）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（氏　　名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

（社　　名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

年　　月　　日付で申請のあった、　　年　　月　　日に開会される足立区議会　　委員会の撮影（録音）について、下記のとおり通知します。

記

１　申請については、［次の条件を付して許可］［不許可］とします。

（許可条件）

①　許可内容

［録音］

［写真撮影（静止画）］

［その他（　　）］

②　一般的な許可条件

ア　撮影にあたって、照明器具は使用しないこと。

イ　他の傍聴人に迷惑の及ばないよう十分留意すること。

③　報道関係者に対し付加する許可条件

ア　撮影ならびに報道にあたっては、公正・公平に、かつ、客観的に行うこと。

イ　取材は、他の傍聴人の傍聴に支障にならないように行うこと。

ウ　動画撮影用カメラ及びパソコン・タブレット等電子機器を使用する場合は、電源を自ら確保し、他の傍聴人に迷惑の及ばないよう十分留意すること。

年　　月　　日

足立区議会

委員会委員長　　印